

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	グロースエクスパートナーズ株式会社			コード	244A
提出日	2025/11/13		異動（予定）日	2025/11/27	
独立役員届出書の提出理由	2025年11月27日開催予定の定時株主総会にて取締役の選任議案を付議し、以下の異動が生じるため。 ・社外取締役である浦田努氏が任期満了により退任 ・社外取締役である黒崎守峰氏が任期満了により退任 ・河村肇氏を社外取締役として選任、独立役員として指定				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	井熊実	社外取締役	○													○		○
2	永松昌一	社外取締役	○													○		○
3	佐々木 麻理	社外取締役	○													○		○
4	河村 肇	社外取締役	○													○	新任	○
5	香川 朋啓	社外監査役	○													○		○
6	内田 裕二	社外監査役								△								
7	久保田 良則	社外監査役	○													○		○

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当事項はありません。	証券会社の投資銀行部門における株式公開業務に長年従事し、主に公開引受の豊富な経験を有しております。これまでの幅広い活動経験に加え、特に企業の資本政策やコーポレート・ガバナンス等の専門的な知見を当社グループの経営に活かすことが期待できることから、社外取締役として適任であると判断しております。また、同氏は東京証券取引所が定める独立性基準に照らして、一般株主との利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員として指定しております。なお、同氏は当社の株式4,000株及び新株予約権100個（2,000株）を保有しておりますが、それ以外に当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。
2	該当事項はありません。	証券会社の経営に長年従事し、特に投資銀行業務および経営管理業務の経営において豊富な経験を有しております。コーポレート・ガバナンスを含む企業経営全体に関する専門的な知見を当社グループの経営に活かすことが期待できることから、社外取締役として適任であると判断しております。また、同氏は東京証券取引所が定める独立性基準に照らして、一般株主を利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員として指定しております。なお、同氏は当社の新株予約権100個（2,000株）を保有しておりますが、それ以外に当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。
3	該当事項はありません。	長年にわたり企業の人事、人財開発及びサステナビリティ領域において豊富な経験と専門的な知見を有しております。これまでの活動経験に加え、特に人財に関する専門的な知見を当社グループの経営に活かすことが期待できることから、社外取締役として適任であると判断しております。また、同氏は東京証券取引所が定める独立性基準に照らして、一般株主を利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員として指定しております。
4	該当事項はありません。	総合商社の業務全般にわたり豊富な経験と深い知見、海外法人の運営や他業種での社外取締役経験を通じてグローバルな企業経営の経験を有しております。特に海外事業の展開におけるコーポレート・ガバナンス等の専門的な知見を当社グループの経営に活かすことが期待できることから、社外取締役として適任であると判断しております。また、同氏は東京証券取引所が定める独立性基準に照らして、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
5	該当事項はありません。	弁護士資格を有し、コンプライアンス及び内部監査に関する長年の実務経験を有しております。企業法務および企業コンプライアンスに関する実績と専門的な知見から、社外監査役として適任であると判断しております。また、同氏は東京証券取引所が定める独立性基準に照らして、一般株主との利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員として指定しております。なお、同氏は当社の株式4,000株を保有しておりますが、それ以外に当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。
6	過去において、当社グループの主要取引先の業務執行者でありました。	経営企画部門及び経営管理部門における豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営の監督と経営全般への助言等社外監査役に求められる役割、責務の発揮ができる人財として、社外監査役として選任しております。
7	該当事項はありません。	公認会計士資格を有し、大手監査法人及び現在経営する事務所における経験から監査及び会計税務に関する専門性を有しております。これまでの経験及び専門的な知見を当社グループの監査に反映いただくため、選任しております。また、同氏は東京証券取引所が定める独立性基準に照らして、一般株主との利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員として指定しております。

4. 補足説明

当社においては、会社法の定める社外取締役が、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の判断基準等に準拠した下記のいずれにも該当しない場合に、独立性があると判断しております。 ①当社及び当社の関係会社（以下、「当社グループ」という）の業務執行者、または過去において業務執行者であった者 ②取引金額が連結売上高の 2%以上ある主要取引先（当社が主要取引先とする者（法人等の業務執行者を含む）） ③当社の主要株主（総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者）又はその業務執行者 ④当社グループから役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産上の利益（過去 3 事業年度の平均で、個人の場合は年間 1,000 万円以上、法人等の場合は当該法人等の連結売上高の 2%以上の額）を受けている弁護士、公認会計士、税理士又はコンサルタント等 ⑤過去に、②～④の団体または取引先において過去に業務執行者であった場合、当該団体または取引先を退職後5年以内であること
--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。